

第九條

居住者が建物又は附屬物を火災又は毀損したときは借主は之を原形に復し又はその費用を賠償しなくてはならない

第十條

居住者は借宅の内外を整頓し苟も外觀を損じ又は此隣迷惑となるような行為をすることばできない

第十一條

借主が第二條の第一項の資格を失つたときは一月以内に退去しなくてはならない

第十二條

左の場合に於ては町長は何時でも借主に對し退去を命ずることができ同世帯者で本條の行為があつたときも同様とする

- 一 借宅料を延滞し且とき
- 二 本條例若しくは住宅取締に關する法令に違背し且とき
- 三 本町に於て必要があるとき

第十三條

借主が退去しようとするときは五日前に町長に届出で建物その他物品の検査を受けなくてはならない前項の場合に於て滅失又は毀損したものがあるときは退去前に之を原形に復し又は其の費用を賠償しなくてはならない

第十四條

町長が於て取締に必要があるとき認めるときは居住者の立會を得て随時屋内の検査を爲すことができ前項の場合に於て居住者は其の立會若しくは検査を拒むことができない

第十五條

本條例施行に必要な事項は町長が之を定める

附則

本條例は公布の日からこれを施行する

昭和三十三年第四回臨時町議會議録

昭和三十三年七月二十六日第四回福生町議會を福生町役場に招集

一 庶招議員名の如し

第一番	並	木竹松
第二番	児	島信一
第四番	田	村幾太郎
第五番	横	田壽照
第六番	天	野由三
第七番	田	村信
第八番	高	橋角藏
第九番	村	尾昌三
第十番	杉	森真
第十一番	加	藤市藏

一 會議の事件左の如し

第十二番	設	樂美知
第十三番	川	窪金吉
第十四番	田	村福一
第十五番	高	橋三郎
第十六番	田	村宇一
第十七番	森	田幸藏
第十八番	森	田誠重
第十九番	羽	村栄吉
第二十番	村	野喜平
第二十一番	貫	井伊作
第二十二番	磯	村武夫
第二十三番	田	村利一

第一福生町議会の調査及び聴会に出席する者の費用弁償條例設定の件

第二福生町常任委員会條例改正の件

第三福生町の会計に関する件

第四福生町所有建物と敷居住宅と改築の件

第五福生町の設住宅留と條例設定の件

第六自動車の運転免許に関する手数料條例設定の件

第七福生町有地償付に関する件

第八福生町税及其賦課徴収條例改正の件

一 議長(加藤市蔵) 七月二十六日午後三時三十分開会を宣す

一 地方自治法第二百二十五條の規定に依り議長の請求に出席したる者互にお

町長 岸 徳次郎

町役 齊 藤吉太郎

主事 内 田 勇

一 本会の書記たる如し

囑託 大野忠一

〇 坂藤三郎

一 議長(加藤市蔵)午後一時三十分開議を宣す

一 出席議員五名如し

並木竹松 児島信一 田村幾太郎 横田毒照

天野由三 田村信 高橋角蔵 村尾昌三

杉森真 加藤市蔵 設楽美知 川窪金吉

田村福一 高橋三郎 田村宇一 森田幸蔵

森田誠重 田村栄吉 村野喜平 豊井伊作

磯村武夫 田村利一

一 議長(加藤市蔵)本会の会期を一月とする旨を告ぐ

日程第一 福生町議会の調査及公聴会に出頭する者の費用を町條例設定の件

一 議長(加藤市蔵)本件を議題とし第廿七回を開く日を告ぐ

書記朗読

一 町長(岸徳次郎)地方自治法第二十七條の規定に依り本法第三十條第五項の規定に於て出頭した議員
人その他関係人及第九條第五項の規定による公聴会に参加した者の要した費用の年償を
條例で定めることになりたる旨の提案理由を説明す

一 第五番(横田毒照)原案賛成に付直に確定議としたい旨を述べ

一 議長(加藤市蔵)第五番説に於て會議に諮り賛成者の舉手を命ず

舉手 全員

一 議長(加藤市蔵)全会一致に於て議決を有略原案通り決定する日を告ぐ

日程第二 福生町常任委員会條例改正の件

一 議長(加藤市蔵)本件を議題とし第廿八回を開く日を告ぐ

書記朗読

一 町長(岸徳次郎)警察官法の施行に伴いあらたに之等の事項を取扱ふ常

は委員が、必要に於ては、地方自治法の改正に必要は否かの時期が新例により変更であるに於ては、地方自治法の改正に必要は否かの時期が新例により

一 第十四番 (田村福一) 警察委員会と消防委員会との関係について

一 第十五番 (三浦金吉) 第二條の二の「諸般」をいかに

一 第十六番 (田村福一) 昨年度の委員会回数の回数について

内田主事 第十五番の質問について答へて説明す

一 第十七番 (新田幸蔵) 都市計画に關連した各段を設けた

一 第十八番 (磯村武夫) 第十八番の議に賛成 振興委員会と「建設委員会」と財政委員会

「總務委員会」と「工務局」

一 第十九番 (曾井中作) 各段の決定に於ては、議決の決定に於ては、

一 第二十番 (加藤市蔵) 第二十五番の議に於ては、議決の決定に於ては、

翌年 牛 二十名

一 第二十一番 (加藤市蔵) 各段の決定に於ては、議決の決定に於ては、

日程第三 福生町の会計に關する件

一 議長 (加藤市蔵) 本件を議題とし、第一読会を開く日を定む

書記 朗読

一 第二十二番 (岸徳次郎) 地方自治法第二百四十三條但書に基いて競争入札に付するに不適

当と考へらるる事項を概括的に一定の範囲の事件に於ては、同法を適用するに不適

当と考へらるる事項を概括的に一定の範囲の事件に於ては、同法を適用するに不適

一 第二十三番 (木村誠三) 第三の項について

一 第二十四番 (三浦金吉) 第二の項について

一 第二十五番 (岸徳次郎) 第二十九番、第三十番の質問について答へて説明す

一 議長 (加藤市蔵) 本件について會議に諮り同意者は翌年を求め

翌年 全員

一 議長 (加藤市蔵) 全會一致に付、各段同意に決定する日を定む

日程第四 所有建築物を敷設住宅に改築の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第二読会を開く日を告ぐ

書記朗読

一町長(岸徳次郎)提案理由を説明す

一第十八番(森田幸蔵)本件原案を賛成の旨に付確立を議と致したる日を述べ

一議長(加藤市蔵)第十八番説に付き合議に諮り賛成者に與キキを命ず

與キキ全員

一議長(加藤市蔵)全会一致に於て原案を通り決定する日を告ぐ

日往第五福生町の設住宅貸與條例設定に関する件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第一読会を開く日を告ぐ

書記朗読

一町長(岸徳次郎)提案理由を説明す

一第十八番(森田幸蔵)本件原案を賛成の旨に付確立を議と致したる日を述べ

一議長(加藤市蔵)第十八番説に付き合議に諮り賛成者に與キキを命ず

與キキ全員

一議長(加藤市蔵)全会一致に於て原案を通り決定する日を告ぐ

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第二読会を開く日を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第二番説に付き合議に諮り賛成者に與キキを命ず

與キキ全員

一議長(加藤市蔵)全会一致に於て第二読会を通り決定する日を告ぐ

日往第六自衛隊の運動免許に関する手数料條例設定に関する件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第一読会を開く日を告ぐ

書記朗読

一町長(岸徳次郎)道路交通取締法第九條第二項の規定による総理府令第三

十六條の自動車運転免許に関する手数料規則第四條に基いて本件を提出

する日を説明を告ぐ

原案賛成の声起る

一議長(加藤市蔵)本件に付き合議に諮り賛成者に與キキを命ず

與キキ全員

一議長(加藤市蔵)全会一致に付原案通り決定する可き事

日程第七 所有地貸付に関する件

一議長(加藤市蔵)本件議題と議事録を用く可き事

書記 朗読

一町長(岸徳次郎)本件の提案について説明す

一第三番(村野喜平)貸付期間の十年は短くすぎると考える

一第三番(森村武夫)中ぎ校舎も増築の場合ある

一町長(岸徳次郎)第三番第三五番の質問につき夫々説明す

尚其他の事項は申合事項とする可き事

一議長(加藤市蔵)本件について会議に諮り賛成者は挙手を命ず

挙手 全会

一議長(加藤市蔵)全会一致に付原案通り決定する可き事

日程第八 福生町役及その職課徴収條例改正の件

一議長(加藤市蔵)本件議題と議事録を用く可き事

書記 朗読

一町長(岸徳次郎)税法改正に伴い新設の職課徴収條例を改正した可き理由を

説明す

一町長(岸徳次郎)改正條項及び内情について説明す

一議長(加藤市蔵)本件議題と議事録を用く可き事

町長 朗読

一議長(加藤市蔵)本件について賛成者は挙手を命ず

挙手 全会

一議長(加藤市蔵)全会一致に付原案通り決定する可き事

会議録署名議員 朗読

一議長(加藤市蔵)署名議員の職課徴収條例改正の件につき署名する可き事

会議に於いて全員の署名を命ずる可き事

一議長(加藤市蔵)左の者を指名し一名を以て合議に諮り、異議を以て決す

横田壽照 天野中三 田村信

一議長(加藤市蔵)合議を以てし、決す

一議長(加藤市蔵)第四臨時市議會を以て合議を以てし、決す

午後三時二十分

右合議の結果を録し其の相違なきことを証するものこに署名する

昭和二十三年七月二十六日

福生町合議議長

合議員

田村信

横田壽照

合

議案第1號

昭和23年度福生町歳入歳出追加修正予算

No.1

歳入

款	項	目	正 常 額	既 定 額	比 率	交 割	節 減	目 録	明 細
1	町税		5715,300	2233988	3481312				
	1 都税附加税		1313900	802588	511312				土地賃借価格 58600円 100 家賃賃借価格 122000円 100
		1. 地租附加税	38,600	13,368	25,232				
		2 地租附加税	134200	25,620	108580				
		3 地租附加税	500,000	0	500,000				
		4 地租附加税	50,000	450,000			400,000		
		5 特別所得	22500	0	22500				雑所得 5000 100 雑所得 5000 100
		6 入場税	10,000	0	10,000				入場税 150 100
		7 酒消費税	25,000	0	25,000				酒消費税 100万円 100
		8 電氣料	70,000	0	70,000				電氣料 140万円 100
		9 町附加税	250,000	150,000	100,000				本町税 100 100

(4) 当金	467.882	586.395	118.513	118.513	勤務地 牛 当	305.882	1529412月42日 (牛 士)
(5) 借金	10,000	7500	2,500		家族牛当	120,000	1 250 町 48人令
(6) 交際費	30,000	12,000	18,000		牛 当	30,000	
(8) 旅費	72,000	12,000	60,000		牛 当	0	給与支給11條3日
(9) 消耗品費	138,370	65,090	73,280		交際費	30,000	
					旅費	72,000	月6,000町
					文具費	36,000	月3,000町
					人夫賃	10,000	16200町 50人令

16.4

款 項	目	正 常	増 減	増 減	各 目 目 録 考		
					節 金 額	備 考	
(10) 役務費		66,000	24,000	42,000	燃料費	48,000	月4,000町
					食糧費	21720	燃料月1860町 70日 宿費1848町 365日
(11) 借品費		57,000	31,000	26,000	消耗品費	32650	鑑札製作代
					印刷費	24,000	請願代 金書込11代
(18) 交際金		138,000	90,000	48,000	光熱費	6,000	光熱費
					通信費	36,000	電話料 郵便料
					文具費	45,000	椅子20脚 購入費
					国庫入	12,000	町1000町
					交際補助	30,000	税関事務研究金補助
					恩給金	72,000	町12万町 1 付付3 200